



平成26年3月20日

本学教員の論文の重複投稿等に関する調査結果 及び関係教員の懲戒処分等について

<概要>

・本学大学院医歯薬学総合研究科40代准教授が、日本の外科系学会誌と複数の海外英文雑誌に重複投稿を行い、かつ論文投稿時の附属書類に事実と異なる内容の記載をしていたことについて、学外者を含めた特別調査委員会を学内に設置し、詳細に調査を実施した。

この度、調査結果に基づき、関係者について処分を行ったので報告する。

1. 特別調査委員会の設置について

平成25年8月22日、学長は「研究活動の不正行為に関する特別調査委員会」を設置した。調査委員会は学外委員3名を含む9名で構成した。

2. 調査事項

- a) 研究者倫理の観点による論文の重複投稿に関する事実の検証及び評価
- b) 虚偽記載及び疫学研究倫理審査委員会で審査を受けなかったことの実事確認と原因究明
- c) 再発防止策の策定

3. 調査結果（重複投稿）

(1) 事実関係

a) 重複投稿が確認された論文

邦文論文①、英文論文②、英文論文③、英文論文④

b) 学会から重複投稿を指摘され、論文の受付を取り消された論文

邦文論文⑤

各論文の相関図

肝細胞癌（HCC）に対する肝切除359症例の臨床データの検証

胆汁漏危険因子の解析

※SSI危険因子の解析

邦文論文①（2011年7月投稿）

※Surgical Site Infection（手術部位感染）

英文論文②（2011年8月投稿）

英文論文③（2011年9月投稿）

英文論文④（2012年5月投稿）

邦文論文⑤【受付取消】（2012年10月投稿）



PRESS RELEASE

(2) これらの行為について関与した者

a) A准教授

筆頭著者であり、重複投稿を独断で行った。英文論文③は、邦文論文①の内容を基に英語で作成したものであるが、重複投稿に対する認識はなかった。一方、英文論文④は、英文論文②の一部と英文論文③の一部を組み合わせて作成し、重複投稿の認識を持って投稿した。業務が多忙で、新たに論文を執筆する時間的余裕がなかったことが背景にある。

b) B教授及びC教授

共著者であり、A准教授の管理責任者である。重複投稿には直接関与していないが、論文投稿前のチェックを行っていないなど、共著者及び管理責任者として行うべき役割を果たしていない。

c) その他の共著者

意見交換等を行っているが、データ解析や論文作成には直接関わっておらず、当該論文に対する投稿時の内容チェックなど共著者として行うべき役割に関する認識が低い。

4. 調査結果（未承認の疫学研究実施及び論文投稿時における附属書類の虚偽記載）

(1) 該当論文及び研究の種類

英文論文④に該当。この論文の研究は既存資料（診療データ）のみを用いる研究で、「疫学研究に関する倫理指針」（以下、「疫学指針」という。）で定義する「疫学研究」に該当する。

疫学研究：明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究

(2) 虚偽記載について

A准教授は、実施しようとする研究について、倫理審査委員会で承認を受けていないにも関わらず、「承認された」として虚偽の記載を行い、英文論文④を投稿した。

(3) 疫学指針上、問題となる点

- a) 研究実施にあたり、研究計画について倫理審査委員会の審議を経て承認を得た後、研究機関の長の許可を受けるべきであったが、その手続きをとっていないこと。
- b) 研究実施についての情報を公開していないこと。

(4) これらの行為について関与した者

a) A准教授

虚偽記載に主体的に関与。A准教授は、既存資料のみを用いる研究については、患者に対して患者個人の医療情報を大学の教育研究のために使用することに対して同意をとっていることをもって、包括的な承認がとられているという認識だった。



PRESS RELEASE

b) B教授及びC教授

A准教授と同様に、個別に承認を得るという認識はなかった。虚偽記載には主体的に関与はしていないが、A准教授の共著者でありかつ管理責任者であることから、一定の管理責任はあるものとする。

5. 再発防止策

- a) 「研究倫理推進責任者」「研究倫理推進担当者」の設置
- b) 継続的監査の実施
- c) 倫理審査委員会事務局機能の強化
- d) 研究倫理の教育・研修体制の強化 など

6. その他

(1) 論文の取り下げ状況について

A准教授から英文論文③及び英文論文④について、論文の取り下げ申請が行われたが、学術誌側の判断で取り下げの措置はとられなかった。

(2) 関係者の処分について

国立大学法人岡山大学職員就業規則に基づき、平成26年3月19日付けで、つぎのとおり処分を行った。

A准教授 停職10日の懲戒処分

B教授及びC教授 訓告

<お問い合わせ先>

岡山大学総務・企画部企画・広報課長

(氏名) 高月 希一郎

(電話番号) 086-251-7013

(FAX番号) 086-251-7294